

平成 28 年度 第 2 回燕市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時：平成 28 年 9 月 1 日（木）午後 2 時～午後 3 時

場 所：燕市役所 2 階 201 会議室

出席委員：芦谷三郎委員、亀井潤子委員、齋藤和夫委員、林はるみ委員、
藤節子委員、丸山朝子委員、山田直子委員（7 人）

欠席委員：高橋洋雄委員、濱田勝人委員、柳原康浩委員（3 人）

事務局：企画財政部長、広報主幹、地域振興課長、地域振興課事務局 4 名

報道機関：0 社

傍聴者：1 人

1. 開会

2. 開会あいさつ

3. 第 3 次燕市男女共同参画推進プラン（素案）について（審議）

<事務局から第 2 章 基本方針 3 の説明>

<質疑応答>

（会長）

女性活躍推進法について先回お話ししましたが、分からない部分などありますでしょうか。この法律は、働く女性の活躍を推進するということで、職場において女性が働きにくいのか、仕事をやめるか続けるか、子どもを産むか産まないか、仕事をするか子どもを産むことを選ぶかなど女性は二者択一に迫られがちですが、そのような事がないようにすること。また、女性がキャリアアップしていくため、例えば少し前までは、男性には研修機会があるが女性は結婚して辞めるから研修機会がなく、女性管理職が少ないという課題が日本の企業にあり、そのようなことがないようにキャリアアップの機会も平等に設け、男性も女性もキャリアを積んでいかれるようにということと、昇進の機会も女性も上位職へ登用ができるように意識の向上を図ることが盛り込まれています。

301 名以上の企業については、事業主行動計画として「数値目標を何%にします」等の目標を国が出してくださいということで、半年くらいで該当の企業は事業主行動計画を作りました。301 人以下ですと努力義務なので、事業主行動計画として数値目標を掲げるなどの義務はないです。国が仕組みをつくり、昨年から 10 年間の時限立法ということで集中的に推進することとなったのが、女性活躍推進法です。

それを踏まえて、燕市のプランの基本方針 3 に施策があがってきています。

パートの女性も賃金が中々あがらないということなくしっかり評価されるとか、退職した人が再就職しやすい環境を整えましょうとか、あらゆるところで、女性も意識を変えて一歩踏み出すといった制度で、男性も女性も意識改革を求められている制度

だと思えます。

各種ハラスメントの防止の周知・啓発ですが、プラン素案に載っているのは、セクシャルハラスメント等とありますが、各種にはどのようなものが含まれていますか。

(事務局)

女性の育児休暇の取得は進んでいますが、実は職場の方では取りやすい環境になっていないということがあり、マタニティハラスメントを考えています。また、男性の育児休暇取得の推進を図っていることから、男性へのマタニティハラスメントの啓発も考えています。

(会長)

マタニティハラスメントについて解説しますと、女性のマタニティハラスメントを例にあげると、「妊婦だから」、「妊娠したから」と言うと、女性が女性に冷たくされ、私の頃はそのくらいはしていたから等と言ったり、育児休暇をとっている場合じゃないからと言って会社を辞めさせようとするといったものです。男性のマタニティハラスメントは育児休暇を取りたい男性は増えていますが、取れる雰囲気もなく、例をあげると「1ヶ月休んで奥さんと何しているんだよ」、「半年休んでどうするの」と言われて休みにくいといったことが進まない原因となっており、職場が快く認めてくれない状況があるようです。

ただ、社会は変わってきており、立会出産が増えてから「妻が出産なので」と言うのと非常に休みやすくなり、少しずつ現場は変わってきていますが、育児休暇となると補充要員やサポートが必要になるためまだまだ取りにくく、それらが、男性のマタニティハラスメントと言われています。

(委員)

基本施策1の職場における男女の平等感についてのアンケートを見たときに、男性の3割は平等に近いと思っているというところが、多いと感じました。

(会長)

国の関係する統計を見ていると、社会は変わってきたと感じているのは男性が多い傾向があります。

子育て支援の充実で、「子育て中の保護者が育児について相談できる体制整備として子育て支援センター事業を充実します。ファミリー・サポート・センター事業を充実します。」とありますが、昨年度までの事業など何か構想がありましたら教えて下さい。

(事務局)

昨年度に、休日に利用可能な子育て総合支援センター「すくすく」を旧吉田庁舎に開設しました。子どもの預かりではなく保護者と一緒に利用できる施設のため、平日には、仕事が休みの父と子どもで利用されたり、休日には家族で利用されています。そのようなところは充実してきていると思っております。

(会長)

続いて、介護支援の充実で、「介護予防事業を充実します。」とありますがどのようなことがあるのでしょうか。

(事務局)

介護を受ける人、介護をする人、どちらの場合も女性が多く、実際は男性もいます

が男性はあまり表に出てこないといった現状があり、介護予防事業で教室等を開催した際に男性の割合が少ないため、男性が参加しやすい環境の整備に取り組んでいます。
(会長)

男性も参加者しやすい状況にしていくということですね。

(委員)

ハッピー・パートナー企業について、登録企業数が H23 年度は 12 社のところ H27 年度は 36 社となっており、3 倍というところで、企業の理解が増えてきているんだなと感じました。

(会長)

市からアプローチをしているのですか。

(事務局)

平成 26 年度に、市の入札の総合評価方式の評価項目に、ハッピー・パートナー企業に登録している事業所や、女性の技術者がいる事業所に対して配点を追加しました。その取り組みにより登録が増えました。

また昨年度から、女性専用のトイレや更衣室等の整備費用を助成する、女性雇用促進職場環境整備事業に取り組み、支援した企業等へ県の担当者と訪問してハッピー・パートナー企業の登録を推進したところ、訪問企業の中から登録をいただきました。

(委員)

介護支援の充実で、未婚の男性が両親の介護と仕事と家のことをやらなければならないといった例があります。介護予防事業に参加したくても、仕事をしながら両親の介護をしていると、良い情報も耳に入らないので、せっかく行政がやっても参加出来ない状況があります。男性 1 人で全部を抱えて、介護保険の窓口で一から聞くのはとても大変なことで、どこの窓口で相談すればよいかなどの啓発が必要だと感じています。

(委員)

介護をする都合上出勤を 30 分遅らせて欲しいという事例があり、会社は許可しても周囲の人の目が気になり、会社に居づらくなって自然と辞めざるを得ない状況となっていました。

子どもに障害があり、その子どものことで市や学校に相談してもなかなか受け入れてくれないと相談されたことがあります。子どもの保育だけでなく、障害者や高齢者をフレキシブルに面倒を見てくれる制度が充実するともっと働きやすくなると思います。

仕事と家庭生活の両立は周囲の理解が必要ですが、年配の人はなかなか理解が得られにくく、会社で何か支援ができないか考えています。

(会長)

周囲の人の理解が必要です。支え合える環境が大切だと思います。

<事務局から第 2 章 基本方針 4 の説明>

<質疑応答>

(委員)

デートDVとはどういう状態のことを言うのでしょうか。

(会長)

結婚していないカップルで、恋人同士で起こるDVのことで、愛と束縛を勘違いしていて、アドレスを消したり、腹いせにSNSに画像を掲載したり、相手を尊重しない言葉を浴びせるようなことをいいます。それらが激しくなると、性暴力となり、性被害に発展し望まない妊娠に発展して、心に傷を負ってしまう状況が結婚していない若いカップルに起こっています。

小学生から人権尊重として加害者・被害者の教育をしていますし、思春期教育にも入っています。デートDVを人権教育としてNPO法人などが実施しています。

(委員)

関係機関・団体などと連携してとあるが、関係機関とは何かお聞かせください。

(事務局)

参考資料4としてお配りした、新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画の抜粋の1番最後のページのDV関係機関一覧になります。警察であるとか、燕市内にはシェルターがないので、保護が必要な際には県の機関と連携しています。

燕市では、女性のための総合相談窓口を月に1回実施しており、女のスペース・にいがたに委託をして、専門の相談員から来てもらっています。また、緊急の場合は女のスペース・にいがたの相談窓口をご案内しています。

(会長)

女のスペース新潟はシェルターを持っていて、相談を受けてこの人という場合は、お貸しして心の傷が癒えて自分で新たに一步踏み出して自立していけるまで、生活をサポートしていける環境があります。先ほどのデートDVの教育もしています。

日本は乳がん検診の受診率は増えないのですが、燕市は乳がん検診の受診率が上がっています、何か啓発をされているのですか。

(事務局)

病院で行う健診と集団検診がありますが、市が実施している集団検診は利用しやすいように休日にも実施しています。

(委員)

こころの健康づくりはどのくらいの組織・人数、利用度や具体的な活動などはどのくらいかわかりますか。

(事務局)

通常健康診断の際、アンケートを実施して実態を把握してリスクの高い人については、保健師が相談を実施しています。

健康福祉部の中に健康づくり課があり、その中に保健師がいます。業務の一つとしてこころの健康づくりもやっています。

(委員)

女性には乳がん検診があり、男性にも前立腺がん検診があるが、あまり目線があたっていないような気がする。男性の一つの悩みだと思いますが。

(事務局)

市としては、50歳以上の希望男性に前立腺ガン検診を実施しています。

計画のとらえ方としては、生涯を通じた健康支援のところで、まず男女を対象とした項目を設け、特に女性に関しては、女性特有の部分を別項目で掲載する構成としています。

(会長)

「不妊に関する相談と支援をします。」は、どんな支援をするのでしょうか。

(事務局)

不妊治療費の助成事業ということで、県の事業の助成の承認を受けた人に市からも助成をする事業を行っています。

昨年度は、不妊治療の啓発の講演会を実施しました。

(会長)

相談できる体制はできているのですか。

(事務局)

確認しておりませんでした。担当に確認しておきます。

(委員)

「女性特有の課題に応じた健康づくりを支援します。」について、検診は有効だと思いますが、例えば骨粗鬆症検診で数値が下がったときのバックアップ体制みたいなものは大変だと思いますし、また数値が下がる前の支援が大事だと思います。

不妊に関することは、女性ばかりが原因でなく男性にも負担があると思うので、これを女性特有にするのは、一般的にはそうかもしれませんが疑問に感じました。

(事務局)

担当課と協議、検討していきます。

(会長)

内閣府の方では、生涯に渡る女性の健康支援というのが、基本方針であがっているからこの枠に入るのだと思いますが、すごく良い視点だと思います。男女の健康支援に入るのか、女性特有の健康づくりに入るのか検討をよろしく願いいたします。

燕市は男性の保健師はいますか。

(事務局)

現状はいません。

(会長)

男性の保健師がいたら男性が相談しやすいと思います。男性の保健師資格を持っている人は別の働き方があって確保は難しいと思いますが。

(委員)

独身男性の介護者の場合、女性の保健師より男性の保健師だと相談しやすいかも知れません。

<事務局から指標項目一覧について説明>

(会長)

指標項目につきましては、次回の審議会でご意見をいただきますのでよろしく願いします。

<事務局から第3章について説明>

質疑応答なし

4.その他

<次回の会議日程 事務局説明>

以上